

第1 独占禁止協力協定等

近年、複数の国・地域の競争法に抵触する事案、複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど、競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定等に基づき、関係国の競争当局に対して執行活動等に関する通報を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。

1 独占禁止協力協定

(1) 日米独占禁止協力協定

日本国政府は、米国政府との間で、平成11年10月7日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に署名し、同協定は同日に発効した。同協定は、両政府の競争当局間における執行活動に係る通報、協力、調整、執行活動の要請、重要な利益の考慮等を規定している。

(2) 日欧州共同体独占禁止協力協定

日本国政府は、欧州共同体との間で、平成15年7月10日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定」に署名し、同協定は同年8月9日に発効した。同協定は、前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

なお、我が国及び欧州連合（EU）の双方は、競争分野における日EU間の協力関係をより一層強化するために同協定を改正することとしており、平成29年10月19日及び20日に改正交渉第1回会合を開催して以降、改正交渉を継続して行っている。

(3) 日加独占禁止協力協定

日本国政府は、カナダ政府との間で、平成17年9月6日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定」に署名し、同協定は同年10月6日に発効した。同協定は、前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

2 競争当局間の協力に関する覚書

公正取引委員会は、令和3年度においては、インドの競争当局であるインド競争委員会との間で、令和3年8月6日に「日本国公正取引委員会とインド競争委員会との間の協力に関する覚書」に署名した。同覚書は、両競争当局間における通報、情報交換、技術協力等を規定している。

第2 競争当局間協議

公正取引委員会は、我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局との間で競争

政策に関する協議を定期的に行っている。令和3年度における協議の開催状況は、第1表のとおりである。

第1表 令和3年度における競争当局間協議の開催状況

	期日及び場所	相手当局
ドイツ	令和3年4月15日 東京（ウェブ会談）	ドイツ連邦カルテル庁
英国	令和3年6月17日 東京（ウェブ会談）	英国競争・市場庁
シンガポール	令和3年9月15日 東京（ウェブ会談）	シンガポール競争・消費者委員会
米国	令和3年9月17日 東京（ウェブ会談）	米国連邦取引委員会
タイ	令和3年10月25日 東京（ウェブ会談）	タイ取引競争委員会
マレーシア	令和3年12月17日 東京（ウェブ会談）	マレーシア競争委員会
米国	令和4年1月26日 東京（ウェブ会談）	米国司法省反トラスト局
インドネシア	令和4年3月29日 東京（ウェブ会談）	インドネシア事業競争監視委員会

第3 経済連携協定への取組

近年における経済のグローバル化の進展と並行して、地域貿易の強化のため、現在、多くの国が、経済連携協定や自由貿易協定の締結又は締結のための交渉を行っている。

令和4年1月1日には、地域的な包括的経済連携（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）協定が、我が国を含む10か国について発効した。

競争政策の観点からは、経済連携協定等が市場における競争を一層促進するものとなることが重要であり、公正取引委員会は、このような観点から我が国の経済連携協定等の締結に関する取組に参画している。我が国がこれまでに署名・締結した発効済み経済連携協定のうち、第2表に掲げるものには、競争に関する規定が設けられ、両国が反競争的行為に対する規制の分野において協力することが盛り込まれている。

第2表 我が国が署名・締結した発効済み経済連携協定のうち競争に関する規定が設けられているもの

協定名	状況
日・シンガポール経済連携協定	平成14年1月署名 平成14年11月発効（注1）
日・メキシコ経済連携協定	平成16年9月署名 平成17年4月発効
日・マレーシア経済連携協定	平成17年12月署名 平成18年7月発効
日・フィリピン経済連携協定	平成18年9月署名 平成20年12月発効
日・チリ経済連携協定	平成19年3月署名 平成19年9月発効
日・タイ経済連携協定	平成19年4月署名 平成19年11月発効
日・インドネシア経済連携協定	平成19年8月署名 平成20年7月発効
日・ASEAN包括的経済連携協定	平成20年4月署名（注2） 平成20年12月発効（注3）

協定名	状況
日・ベトナム経済連携協定	平成20年12月署名 平成21年10月発効
日・スイス経済連携協定	平成21年2月署名 平成21年9月発効
日・インド包括的経済連携協定	平成23年2月署名 平成23年8月発効
日・ペルー経済連携協定	平成23年5月署名 平成24年3月発効
日・オーストラリア経済連携協定	平成26年7月署名 平成27年1月発効
日・モンゴル経済連携協定	平成27年2月署名 平成28年6月発効
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（T P P 11協定）（注4）	平成30年3月署名 平成30年12月発効
日・E U経済連携協定	平成30年7月署名 平成31年2月発効
日・英包括的経済連携協定	令和2年10月署名 令和3年1月発効
地域的な包括的経済連携協定（R C E P協定）	令和2年11月署名（注5） 令和4年1月発効（注6）

（注1）平成19年3月に両国間で見直しのための改正議定書が署名され、同年9月に発効した。競争に関する章については、実施取極において、シンガポール側における競争法導入及び競争当局設立に伴う修正が行われた。

（注2）平成20年4月に我が国及び全ASEAN加盟国の署名が完了した。

（注3）我が国とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーとの間では平成20年12月に、ブルネイとの間では平成21年1月に、マレーシアとの間では同年2月に、タイとの間では同年6月に、カンボジアとの間では同年12月に、インドネシアとの間では平成22年3月に、フィリピンとの間では同年7月に発効した。

（注4）平成28年2月に、我が国のほか、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムにより環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）協定が署名された。その後、米国が離脱を表明したことを受けて、平成30年3月、米国を除く11か国によりT P P 11協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）が署名され、同年12月に発効した。

（注5）令和2年11月に、我が国のほか、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドによりR C E P協定が署名された。

（注6）R C E P協定は、少なくとも6のASEAN加盟国である署名国及び少なくとも3のASEAN加盟国でない署名国が批准等を行うことにより発効することとなっている。令和3年11月に同発効基準を満たしたことから、令和4年1月1日に批准等を終えた10か国（我が国、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、豪州及びニュージーランド）について発効し、その後、同年2月1日に韓国、同年3月18日にマレーシアについてそれぞれ発効した。

第4 多国間関係

1 国際競争ネットワーク（I C N : International Competition Network）

(1) I C Nの概要

I C Nは、競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国・地域の競争当局を中心としたネットワークであり、令和3年度末現在、130か国・地域から140の競争当局が加盟している。また、国際機関、研究者、弁護士等の非政府アドバイザー（N G A : Non-Governmental Advisors）もI C

Nに参加している。

I C Nは、主要な21の競争当局の代表者で構成される運営委員会（Steering Group）により、その活動全体が管理されている。公正取引委員会委員長は、I C Nの設立以来、運営委員会のメンバーとなっている。

I C Nは、運営委員会の下に、テーマごとに、①カルテル作業部会、②企業結合作業部会、③単独行為作業部会、④アドボカシー作業部会及び⑤当局有効性作業部会の五つの作業部会並びにI C Nの組織及び運営等に関する作業部会を設置している。これらの作業部会においては、ウェブ会議、質問票、各国・地域の競争当局からの書面提出等を通じて、それぞれの課題に対する検討が行われているほか、テーマごとにワークショップが開催されている。公正取引委員会は、これらの活動に積極的に取り組んでおり、平成23年5月から平成26年4月までカルテル作業部会の共同議長を、平成26年4月から平成29年5月まで同作業部会サブグループ（S G 1）の共同議長を、平成29年5月から令和2年5月まで企業結合作業部会の共同議長をそれぞれ務め、令和2年5月からは単独行為作業部会の共同議長を務めている。

また、I C Nは、これらの作業部会の成果の報告、次年度のワークプランの策定等のため、年次総会を開催している。第20回年次総会は、令和3年10月13日から同月15日までウェブ会議形式で開催され、公正取引委員会委員がスピーカーとして参加した。

令和3年度における主な会議の開催状況は、第3表のとおりである。

第3表 令和3年度におけるI C Nの主な会議の開催状況

会議	期日	形式
第20回年次総会	令和3年10月13日～15日	ウェブ会議（ハンガリー競争委員会主催）
カルテルワークショップ	令和3年11月17日～19日	ハイブリッド形式（対面及びウェブ会議）（ポルトガル競争庁主催）
アドボカシーワークショップ	令和4年2月9日～10日	ウェブ会議（スペイン国家市場競争委員会主催）
単独行為ワークショップ	令和4年3月22日～23日	ウェブ会議（インド競争委員会主催）
企業結合作業ワークショップ	令和4年3月29日～4月1日	ハイブリッド形式（ブラジル経済擁護行政委員会主催）

(2) 各作業部会の活動状況

令和3年度における各作業部会の活動状況は、次のとおりである。

ア カルテル作業部会

カルテル作業部会は、反カルテル執行における国内的及び国際的な諸問題に対処することを目的として設置された作業部会である。同作業部会には、ハードコア・カルテルの定義等の基本的な概念について検討を行う一般的枠組みサブグループ（S G 1）及び個別の審査手法に関する情報交換等を通じてカルテルに対する法執行の効率性を高めることを目的とした審査手法サブグループ（S G 2）が設置されている。

第20回年次総会以降、S G 1においては、過去10年間の反カルテル執行の動向に関

する調査に基づき報告書が作成されたほか、「リニエンシー制度の効果的な活用：教訓と今後の課題」、「複雑なカルテル事件に対処するための審査技術」及び「新型コロナウイルス感染症の流行下における危機カルテル（Crisis Cartel）の評価：過去の危機からの教訓」をテーマとしたオンラインセミナーが開催され、公正取引委員会事務総局の職員が参加した。このほか、上記のテーマのうち「リニエンシー制度の効果的な活用：教訓と今後の課題」については、アジア太平洋地域に所在する競争当局が参加しやすい時間帯にオンラインセミナーが開催され、このオンラインセミナーにおいて、当委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。

S G 2においては、公正取引委員会は、平成27年に当委員会の主導により設立された「非秘密情報の交換を促進するためのフレームワーク」について、引き続きその運用を行うとともに、利用促進を図っている。

また、令和3年11月、「効果的な経済回復に向けたより強力な反カルテル執行」をテーマとしたカルテルワークショップがハイブリッド形式で開催され、公正取引委員会事務総局の職員がスピーカー等としてウェブ会議形式で参加した。

イ 企業結合作業部会

企業結合作業部会は、企業結合審査の効率性を高めるとともに、その手続面及び実体面の収れんを促進し、国際的企業結合の審査を効率化することを目的として設置された作業部会である。

第20回年次総会以降、同作業部会においては、企業結合審査に関して推奨される慣行のうち、「参入と拡大」の章の改定の準備作業が行われている。また、公正取引委員会は、平成24年に当委員会の主導により同作業部会の下に設立された「企業結合審査に係る国際協力のためのフレームワーク」について、引き続きその運用を行うとともに、利用促進を図っている。

加えて、企業結合における問題解消措置に関する一連のオンラインセミナーが開催され、公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。また、「事後的な企業結合評価」をテーマとしたオンラインセミナーが開催された。さらに、令和4年3月から4月まで企業結合ワークショップがハイブリッド形式で開催され、「経済のデジタル化への対応について」、「新たな世界における企業結合規制が直面する課題」等のテーマについて議論が行われ、当委員会事務総局の職員がスピーカー等としてウェブ会議形式で参加した。

ウ 単独行為作業部会

単独行為作業部会は、事業者による反競争的単独行為に対する規制の在り方等について議論することを目的として設置された作業部会である。

第20回年次総会以降、同作業部会においては、競争制限のメカニズムの分析等の論点を検討することを目的として「デジタル市場における市場支配的地位又は実質的市場支配力を伴う単独行為に係る競争制限のメカニズムの分析及び是正措置の設計」に係る調査が実施されたほか、「規制対象セクターにおける支配的地位の濫用」をテーマとしたオンラインセミナーが開催された。公正取引委員会は、同作業部会の共同議

長として、デジタル市場における単独行為に係る調査では、メンバー向けアンケート調査の実施及びその結果を踏まえた報告書の作成を主導している。

また、令和4年3月、「デジタル市場における濫用的な単独行為の種類ー（従来の及び新しい問題）」をテーマとした単独行為ワークショップがウェブ会議形式で開催され、公正取引委員会事務総局の職員がスピーカー等として参加した。

エ アドボカシー作業部会

アドボカシー作業部会は、アドボカシー活動（競争唱導・提言）の有効性を向上させることを目的として設置された作業部会である。

同作業部会においては、世界銀行との共催で、各競争当局のアドボカシー活動の成功例に関する2021年アドボカシーコンテストが開催され、同年10月に授賞式が行われたところ、「より迅速で包括的な復興のための、デジタル経済の競争力の活用」をテーマとするカテゴリにおいて、公正取引委員会が公表した「QRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書」（令和2年4月21日公表）が、最も優れた取組に選定されて優勝した。

また、第20回年次総会以降、同作業部会においては、アドボカシー活動ツールキットの一部が更新されたほか、競争法コンプライアンスに関する調査に基づき報告書が作成された。

さらに、令和4年2月、アドボカシーワークショップがウェブ会議形式で開催され、公正取引委員会委員及び当委員会事務総局の職員がスピーカー等として参加した。

オ 当局有効性作業部会

当局有効性作業部会は、競争政策の有効性に関する諸問題とその有効性を達成するために最もふさわしい競争当局の組織設計を検討することを目的として設立された作業部会である。

第20回年次総会以降、同作業部会においては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下において競争当局がその有効性を維持又は改善するためにどのように変化したかを明らかにすることを目的として、「新型コロナウイルス感染症収束後における当局有効性」に関する調査が実施され、これを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症収束後における当局有効性ー競争当局が学んだ教訓ー」をテーマとしたオンラインセミナーが開催されたほか、「反トラストにおけるスクリーニングの活用」及び「競争当局のデジタル変革の形成ーデジタルエキスパートの役割ー」をテーマとしたオンラインセミナーが開催された。

2 経済協力開発機構（OECD）・競争委員会（COMP：Competition Committee）

- (1) 競争委員会は、OECDに設けられている各種委員会の一つであり、昭和36年12月に設立された制限的商慣行専門家委員会が昭和62年に競争法・政策委員会に改組され、平成13年12月に現在の名称に変更されたものである。我が国は、昭和39年のOECD加盟以来、その活動に参加してきており、公正取引委員会は、同年10月の会合以降、これに参加してきている。競争委員会は、本会合のほか、その下に各種の作業部会を設け、随

時会合を行っている。また、競争委員会の各種会合に加え、OECD加盟国以外の国・地域の参加が可能な競争に関するグローバルフォーラムや、アジア太平洋地域の競争当局を対象としたハイレベル会合も随時開催されている。令和3年度における会議の開催状況は、後記(2)及び(3)のとおり（第4表参照）であり、当委員会からは、委員及び事務局の職員が出席し、我が国の経験を紹介するなどして、議論に貢献した。

第4表 令和3年度における競争委員会の開催状況

期日	会議
令和3年6月7日～11日	第135回本会合、第71回第2作業部会（競争と規制）、第133回第3作業部会（協力と執行）
令和3年11月29日～12月8日	第136回本会合、第72回第2作業部会（競争と規制）、第134回第3作業部会（協力と執行）、第20回競争に関するグローバルフォーラム
令和3年12月13日	第6回アジア太平洋競争当局ハイレベル会合
令和4年3月24日	第137回本会合

(注) 前記会議は、全てウェブ会議である。

(2) 令和3年6月の第135回本会合においては、①データポータビリティ、相互運用性及び競争に係るヒアリング、②潜在的競争の概念に係るラウンドテーブル並びに③市場競争の測定方法に係るヒアリングが行われた。また、同年12月の第136回本会合においては、①競争法のエンフォースメントにおける環境への配慮に係るラウンドテーブル、②デジタル市場における事前規制及び競争に係るヒアリング並びに③ニュースメディア及びデジタルプラットフォームに係るラウンドテーブルが行われた。そのほか、令和4年3月の第137回本会合においては、令和5年及び令和6年の事業計画予算に係る議論等が行われた。

(3) 競争委員会に属する各作業部会、競争に関するグローバルフォーラム及びアジア太平洋競争当局ハイレベル会合の令和3年度における主要な活動は、次のとおりである。

ア 第2作業部会では、令和3年6月の会合においては、競争法の執行と規制の代替案に係るラウンドテーブル等が行われた。また、同年11月の会合においては、書籍及び電子書籍に関する競争上の課題に係るヒアリング等が行われた。

イ 第3作業部会では、令和3年6月の会合においては、競争法コンプライアンスプログラムに係るラウンドテーブルが行われた。また、同年11月の会合においては、「競争法執行及び手続における国際協力に関する理事会勧告」のモニタリングに関する議論等が行われた。

ウ 競争に関するグローバルフォーラムでは、令和3年12月の会合においては、①貿易、開発及び競争に係るセッション、②市場支配的地位の濫用事件における経済分析及び証拠に係るセッション、③競争当局による競争中立性の促進に係るセッション等が行われた。

エ アジア太平洋競争当局ハイレベル会合では、令和3年12月の会合においては、危機的状況下における競争政策に関する議論が行われた。

3 東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンス

東アジア競争政策トップ会合は、東アジア地域における競争当局のトップ等が一堂に会し、その時々課題や政策動向等について率直な意見・情報交換を行うことにより、東アジア地域における競争当局間の協力関係を強化することを目的とするものである。同会合においては、競争法・政策の執行に係る課題、効果的・効率的な技術支援のための協力・調整等のテーマについて議論が行われている。

東アジア競争法・政策カンファレンスは、競争当局に加え、学界、産業界等からの出席者を交えて、競争法・政策に係るプレゼンテーション・質疑応答等を行い、東アジア地域における競争法・政策の普及・広報に寄与することを主要な目的とするものである。

公正取引委員会は、東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスにおいて主導的な役割を果たしている。

令和3年度においては、公正取引委員会は、同年9月にウェブ会議形式でシンガポールの競争当局等との共催により、第16回東アジア競争政策トップ会合及び第13回東アジア競争法・政策カンファレンスを開催した。

4 アジア太平洋経済協力（APEC）

APECにおいては、APEC域内における競争政策についての理解を深め、貿易及び投資の自由化及び円滑化に貢献することを目的として、貿易投資委員会の下部組織として競争政策・規制緩和グループ（CPDG）が平成8年に設置された。同グループは、平成19年に貿易投資委員会の下部組織から経済委員会（EC）の下部組織に移行し、平成20年には競争政策・競争法グループ（CPLG）に改称した。公正取引委員会は、平成17年から平成24年12月までCPLG（改称前においてはCPDG）の議長を務め、平成28年1月からはCPLGの副議長を務めるなど、APECにおける競争政策に関する取組に対して積極的に貢献を行っている。

令和3年度においては、公正取引委員会事務総局の職員が、令和4年2月にウェブ会議形式で開催されたCPLG会合において、デジタル分野における取組等の我が国の競争政策の動向について報告するとともに、デジタル分野における競争法執行事例の紹介を行った。

5 国連貿易開発会議（UNCTAD）

昭和55年、UNCTAD主催による制限的商慣行国連会議において、「制限的商慣行規制のための多国間の合意による一連の衡平な原則と規則」（以下「原則と規則」という。）が採択された。また、原則と規則は、同年の第35回国連総会において、国連加盟国に対する勧告として採択された。原則と規則は、国際貿易、特に開発途上国の国際貿易と経済発展に悪影響を及ぼす制限的商慣行を特定して規制することにより、国際貿易と経済発展に資することを目的としている。その後、このような制限的商慣行についての調査研究、情報収集等を行うために、昭和56年、制限的商慣行政府間専門家会合が設置され、平成8年

のUNCTAD第9回総会において競争法・政策専門家会合と名称変更された後、平成9年12月の国連総会の決議により、競争法・政策に関する政府間専門家会合と名称が再変更された。また、同会合のほか、原則と規則の全ての側面についてレビューを行う国連レビュー会合が5年に1回開催されている。

令和3年度には、同年7月7日から同月9日までスイス・ジュネーブにおいて第19回競争法・政策に関する政府間専門家会合がハイブリッド形式で開催され、公正取引委員会事務総局の職員が同会合にウェブ会議の方式で参加した。

また、公正取引委員会は、平成28年7月から令和3年度末までUNCTAD競争消費政策課に当委員会事務総局の職員1名を派遣するなど、海外の競争当局等に対する技術支援の分野でUNCTADと協力を進めている。

6 G7エンフォーサーズ・サミット

令和3年4月28日に採択されたG7デジタル・技術大臣会合の大臣宣言において、「デジタル競争に関する協力深化」が重要な取組の一つに挙げられ、デジタル競争に関する取組を支援するため、英国競争・市場庁（以下「CMA」という。）に、令和3年にG7の競争当局（注1）の会合を開催するよう要請された。これを受けて、CMAが、令和3年11月29日及び30日、G7の競争当局及び招待国の競争当局（注2）（以下まとめて「G7等の競争当局」という。）のトップが出席する「エンフォーサーズ・サミット」（Enforcers Summit）をハイブリッド形式で開催した。同サミットには公正取引委員会委員長が出席し、デジタル分野に関する様々な問題について議論が行われた。

また、同サミットの開催に当たり、G7等の競争当局は、デジタル市場における競争上の問題に対処するための各競争当局の活動を概観するとともに、共通の取組等に焦点を当てた「デジタル市場における競争を促進するための各当局の取組の要約（Compendium）」を共同で公表した。

（注1）競争・市場保護委員会（イタリア）、競争委員会（フランス）、連邦カルテル庁（ドイツ）、産業省競争局（カナダ）、競争・市場庁（英国）、司法省反トラスト局（米国）、欧州委員会競争総局（EU）、連邦取引委員会（米国）及び公正取引委員会（日本）のことをいう。

（注2）令和3年のG7に招待国として参加した、オーストラリア、インド、韓国及び南アフリカの各競争当局である、競争・消費者委員会（オーストラリア）、競争委員会（インド）、公正取引委員会（韓国）及び競争委員会（南アフリカ）のことをいう。

第5 海外の競争当局等に対する技術支援

近年、東アジア地域等の開発途上国において、競争法・政策の重要性が認識されてきていることに伴い、既存の競争法制を強化する動きや新たに競争法制を導入する動きが活発化しており、これらの国に対する技術支援の必要性が高まってきている。公正取引委員会は、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、これら諸国の競争当局等に対し、当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等による競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。また、平成28年9月から、ASEAN競争当局者フォーラム及びインドネシアの競争当局の協力の下、当委員会は、日・ASEAN統合基金（JAIF）を活用した新たな技術支援プロジェクトを開始しており、我が国における研修やASEAN加

盟国における現地ワークショップを開催している。

公正取引委員会による開発途上国に対する具体的な技術支援の概要は、次のとおりである。

1 JICAの枠組みによる技術支援

(1) ベトナムに対する技術支援

公正取引委員会は、令和元年11月から、当委員会事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてベトナムの競争当局に累次派遣し、現地における技術支援を実施している。また、当委員会は、令和3年11月11日並びに令和4年2月28日及び同年3月7日に、ベトナムの競争当局の職員等に対してオンライン研修を実施した。

(2) モンゴルに対する技術支援

公正取引委員会は、令和3年6月25日及び同年11月19日に、モンゴルの競争当局の職員に対してオンライン研修を実施した。

(3) マレーシアに対する技術支援

公正取引委員会は、令和3年1月から令和4年1月まで当委員会事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてマレーシアの競争当局に派遣し、現地における技術支援を実施した。また、当委員会は、令和3年4月30日並びに同年6月21日及び22日に、マレーシアの競争当局の職員に対してオンライン研修を実施した。

(4) タイに対する技術支援

公正取引委員会は、令和3年11月から、当委員会事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてタイの競争当局に派遣し、現地における技術支援を実施している。また、当委員会は、令和3年5月12日、令和4年3月16日及び18日並びに同月23日及び25日に、タイの競争当局の職員に対してオンライン研修を実施した。

(5) 集団研修

公正取引委員会は、平成6年度以降、競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局等の職員を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施している。令和3年度においては、開発途上国10か国から16名の参加を得て、令和4年2月14日から同月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）オンライン研修を実施した。

(6) その他の開発途上国に対する技術支援

公正取引委員会は、令和3年8月26日にベトナム、モンゴル、タイ及びマレーシアの各競争当局の職員に対して、また、令和3年11月10日及び12日にフィリピンの競争当局の職員に対してそれぞれオンライン研修を実施した。

2 JAIFを活用した技術支援

(1) 研修

公正取引委員会は、令和3年8月2日から同月4日まで及び同年12月13日から同月14日まで、ウェブ会議形式で開催された、ASEAN加盟国の各競争当局の職員に対する研修に、当委員会事務総局の職員及び学識経験者を講師として参加させた。

(2) ASEAN加盟国における競争法に係るピアレビュー

公正取引委員会は、平成31年1月以降、日本、ASEAN加盟国及び国際機関出身の専門家とともに、ASEAN加盟国における競争法に係るピアレビュー指針の共同開発を行い、ASEAN加盟国における競争法に係るピアレビューを実施している。

(3) ASEAN加盟国における競争認知度指標の共同開発

公正取引委員会は、平成31年1月以降、日本及びASEAN加盟国の専門家と共同で、ASEAN加盟国における競争法・政策の認知度を調査して指標にまとめるプロジェクトを実施した。

(4) 国際的な競争法違反事件における審査協力のための推奨手続に係る共同研究

公正取引委員会は、平成31年1月以降、ASEAN加盟国の専門家とともに、国際的な競争法違反事件における審査協力のための推奨手続に係る共同研究を実施した。

3 開発途上国に対するその他の技術支援

公正取引委員会は、令和3年6月11日にインドネシアの競争当局の職員に対して、オンライン研修を実施した。このほか、当委員会は、開発途上国に対する技術支援として、外国政府等が主催する、東アジアにおける競争法・政策に関するセミナーに当委員会事務総局の職員を積極的に参加させている。

第6 海外調査

公正取引委員会は、競争政策の企画・運営に資するため、諸外国・地域の競争政策の動向、競争法制及びその運用状況等について情報収集や調査研究を行っている。令和3年度においては、米国、EU、その他主要なOECD加盟諸国やアジア各国を中心として、競争当局の政策動向、競争法関係の立法活動等について調査を行い、その内容の分析及びウェブサイト等による紹介に努めた。

第7 海外への情報発信

公正取引委員会は、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより当委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため、報道発表資料や所管法令・ガイドライン等を英訳し、当委員会の英文ウェブサイトに掲載している。令和3年度においては、前年度に引き続き、英語版報道発表資料の一層の充実及び速報化に努めた。

このほか、諸外国・地域の競争当局、弁護士会等が主催するセミナー等に積極的に公正取引委員会委員及び事務総局の職員を派遣したり、海外のメディアに寄稿を行ったりするなどの活動を行っている。令和3年度においては、同年9月にウェブ会議形式で開催されたジョージタウン大学国際反トラスト法執行シンポジウム及び同年11月にハイブリッド形式で開催されたソウル国際競争フォーラムに、当委員会委員がスピーカーとして参加した（ソウル国際競争フォーラムにはウェブ会議形式で参加）。

また、令和3年8月にウェブ会議形式で開催されたG C R（Global Competition Review）Connect（Law Leaders Asia-Pacific）に、同年11月にハイブリッド形式で開催されたB R I C S国際競争カンファレンスに、同年12月にウェブ会議形式で開催された第9回A S E A N競争法カンファレンスに、令和4年2月にウェブ会議形式で開催された第5回マニラフォーラム等に、それぞれ公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーとして参加した。